

長野県人権施策推進協議会設置規程（平成16年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一  
長野県公営企業管理者  
小林利弘

長野県教育委員会  
長野県警察本部長

尾崎 徹

第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

人権・男女共同参画課

正 誤

平成29年3月16日付け長野県告示第134号「家畜伝染病予防法に基づく検査の実施」中

ページ	行(箇所)	誤	正
4	左側表中	大桑村	王滝村

園芸畜産課

平成27年6月18日付け長野県告示第314号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ	行(箇所)	誤	正
8	右側5	4509の4まで、4509の7	4509の3まで、4509の4・4509の7（以上2筆国有林）
8	右側6	4509の4まで、4509の7	44560の6・4560の8（以上2筆国有林）
8	右側6	4509の4まで、4509の7	4561の4・4561の5（以上2筆国有林）

森林づくり推進課